

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

京丹波町立瑞穂中学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京丹波町・家庭その他の関係者が連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、京丹波町立瑞穂中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」をおく。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等）
- 3 「いじめ防止対策委員会」は定期的開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない
- 4 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口の設置
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子にも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない子どもを育成するために、全教職員が一致した体制の下、学校、家庭、地域社会、関係機関等と一体となって未然防止の為に継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律のある授業の取組

- ・「授業の受け方」「家庭学習の手引き」の活用
- ・学習形態の工夫と意欲と結びついた授業改善
- ・学習アンケートの実施と分析

(2) 生徒の実態や内面理解に努める取組

- ・こころとからだの調査（年間2回）
- ・いじめアンケートの実施（年間2回以上）
- ・QUテストの実施（年間2回）

(3) 自己存在感をはぐくむ取組の推進

- ・学年を越えた集団づくり（体育祭での縦割り集団によるブロック活動）
- ・学級集団・部活集団づくり（文化祭等の行事の取組、居場所づくり・絆づくり）

(4) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・豊かな体験活動の実施（3年間を見通した社会体験、自然体験、交流体験）
- ・豊かな人間性を育む「心の教育」の要として道徳教育の充実

(5) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・人権学習の実施（期間を特別に設定し「いじめ」の本質や構造の理解）
- ・人権発表会の実施（人権月間に取り組んだ各学年の学習内容と成果の交流）

(6) いじめの防止等に、生徒の主体的な活動の推進

- ・全校集会の開催（月1回・各委員会主催）
- ・各委員会活動の実施

(7) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・QUテストの実施による学級生活状況の分析と対策の研修
- ・夏季研修会等における事例研修会の実施

いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日ごろからの生徒の見守りや日常のきめ細かな声かけなどをおして、信頼関係の構築に努める。また、生徒からの相談に対しては、教職員が迅速に対応する。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
- ・いじめが疑われる兆候を捉えたら、全教職員が一致した体制ですぐに対応にあたる。

(2) 全生徒を対象とした質問紙調査及び聴き取り調査を実施

- ・質問紙調査：各学期に1回程度
- ・聴き取り調査：各学期に1回程度

(3) 相談体制の整備と周知

- ・年2回教育相談週間（6月、10月）を設定する。また、必要に応じ、随時実施する。
- ・スクールカウンセラーと情報を共有する。 ・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で対応せず、まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報に対する対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑われる場合や相談や訴えがあった場合には、いじめに関する情報を特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有する。そして、「いじめ防止対策委員会」で対応方針を決定する。また、いじめに係る情報は適切に記録しておく。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に報告するとともに京丹波町教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、学校の取組の方針を報告し、よりよい成長へ向けて協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられるときは、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを通して一人一人の子どもの健全な育成を促す。
- (8) 指導後も、いじめられた生徒に寄り添うとともに、その後もいじめに係る行為が行われていないかを継続的に注視する。（※いじめの解消は、いじめの行為が止まっている状態が3ヶ月以上継続していること、及び被害生徒が心身の苦痛を受けていないこととする。） いじめ解消後も、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行い、ケアや指導を行う。

3 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置させる指導をする。
- (3) ネットいじめの背景には従来のいじめがあることも想定しながら、迅速に被害生徒を保護し、加害生徒を指導する。
- (4) 情報モラル教育を推進する。
- (5) 保護者及び関係機関等と連携する。

重大事態への対処

- 1 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。
 - (1) いじめにより生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより生徒が年間約 30 日程度以上の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合には、重大事態が発生しているものとして取り扱う。
- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに京丹波町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。特に、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いと判断される場合には、第三者の関与について京丹波町教育委員会と協議し、適切に調査を行う。学校が調査を行う場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月文部科学省改訂版）及び京丹波町におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。その際、調査は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って実施し、聴き取り等の実施方法や生徒へのきめ細かなフォロー等、調査に当たっての留意事項を遵守する。
- 3 学校が行う調査においては、調査目的や調査の進め方について、いじめを受けた生徒、その保護者、さらには加害生徒を含む関係児童生徒等及びその保護者に対し、調査開始前を含む必要な段階で、事前に手順を踏まえて説明を行うとともに、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。
- 4 調査結果については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に示す記載内容例に準拠し、事実経過、いじめと認定した事実、学校等の対応、再発防止策等を明確に記載した報告書を京丹波町教育委員会に提出する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の再発防止のために必要な取組を進める。

関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) 京丹波町立瑞穂中学校 PTA や学校運営協議会、コミュニティースクール、民生委員との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・研修会の実施
 - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

付則

1. 令和 8 年 4 月 1 日に一部改正